

平成24・25年度

斑鳩町入札参加資格審査申請受付要領

平成24・25年度において、斑鳩町が発注する「建設工事」や「測量・建設コンサルタント等」、「物品製造等・委託業務」の一般（指名）競争入札に参加を希望される方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書を提出してください。

1. 受付期間 平成24年 1 月 20 日（金）～平成24年 2 月 17 日（金）
（消印有効）

2. 申請方法 申請書等は、郵送又は宅配便で送付してください。
封筒には、「入札参加資格審査申請」と明記してください。

※ 受付票が必要な場合は、宛先を明記し、切手を貼付した返信用封筒又はハガキを同封して下さい。

（封筒又はハガキを同封していない場合は、受付の連絡はいたしません。）

送付先 〒636-0198
奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号
斑鳩町役場 総務部 企画財政課 宛

3. 提出書類 別紙を参照してください。

※ 提出書類がすべてそろっているか十分ご確認のうえ、ご提出ください。

・ 提出書類は、A4サイズでパンチ(2穴)処理し、紐で綴じてください。

※ 環境に配慮し、ファイル綴じを廃止しています。

4. 提出部数 1部

5. 問い合わせ先

企画財政課 政策企画調整係 (Tel 0745-74-1001 内線254)

◎建設工事の提出書類

中央公契連統一様式に準ずる次の書類

- ① 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書
- ② 営業所一覧表（営業所等に委任する場合は、その営業所にラインを引くこと）
- ③ 工事経歴書（直前2年分）
- ④ 最新の経営事項審査結果通知書の写し
- ⑤ 建設業許可証明書の写し
※ 営業所等に委任する場合や一部のみの登録を希望する場合は、実際に申請する許可業種にマーカー等でラインを引くこと
- ⑥ 建設業許可申請書別表の写し（営業所等に委任される場合）
※ 委任する営業所等が受けている許可業種がわかるものを提出してください
- ⑦ 技術者経歴書
- ⑧ 委任状（営業所等に委任する場合のみ必要）
- ⑨ 使用印鑑届
- ⑩ 印鑑証明書（原寸コピー可）
- ⑪ 法人業者は商業登記簿謄本の写し
個人業者は禁治産者などでない証明書の写し（本籍地の市町村で発行）
- ⑫ 建設業退職金共済事業加入・履行証明書（コピー可） ※加入している場合
- ⑬ 最新の納税証明書の写し（納期限をすぎて滞納となったもののないことを証明）
証明書発行日は平成24年1月1日以降のものに限る。

個人町内業者は、町税(※1)、県税(※2)、所得税、消費税及び地方消費税(※3) 法人町内業者は、町税(※1)、県税(※2)、法人税、消費税及び地方消費税(※4) 個人町外業者は、都道府県税(※2)、所得税、消費税及び地方消費税(※3) 法人町外業者は、都道府県税(※2)、法人税、消費税及び地方消費税(※4)
--

- ※1 役場税務課で交付します。（完納証明書）
- ※2 都道府県税事務所で交付します。（県税全税目に滞納「納期限をすぎて滞納となったもの」のないことを証明）
（注）営業所等に委任する場合は、委任先所在地の都道府県税が対象
- ※3 税務署で交付します。（納税証明書「その3の2」個人用証明）
- ※4 税務署で交付します。（納税証明書「その3の3」法人用証明）

●注意事項

- ① 各種納税証明書の提出もれが多く見受けられます（特に都道府県税）。ご注意ください。
- ② 今回の受付から、営業所等に委任される場合、建設業許可申請書別表の写しが必要です。
- ③ 提出後の訂正は認めませんので、十分ご確認のうえ、提出してください。

◎測量・建設コンサルタント等の提出書類

中央公契連統一様式に準ずる次の書類

- ① 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書
- ② 営業所一覧表（営業所等に委任する場合は、その営業所にラインを引くこと）
- ③ 測量等実績調書
- ④ 技術者経歴書
- ⑤ 登録許可証明書の写し

※営業所等に委任する場合や一部のみの登録を希望する場合は、実際に申請する許可業種にマーカー等でラインを引くこと

- ⑥ 法人は財務諸表、個人業者は確定申告書の写し
- ⑦ 委任状（営業所等に委任する場合のみ必要）
- ⑧ 使用印鑑届
- ⑨ 印鑑証明書（原寸コピー可）
- ⑩ 法人業者は商業登記簿謄本の写し
個人業者は禁治産者などでない証明書の写し（本籍地の市町村で発行）
- ⑪ 最新の納税証明書の写し（納期限をすぎて滞納となったもののないことを証明）
証明書発行日は平成24年1月1日以降のものに限る。

個人町内業者は、町税(※1)、県税(※2)、所得税、消費税及び地方消費税(※3) 法人町内業者は、町税(※1)、県税(※2)、法人税、消費税及び地方消費税(※4) 個人町外業者は、都道府県税(※2)、所得税、消費税及び地方消費税(※3) 法人町外業者は、都道府県税(※2)、法人税、消費税及び地方消費税(※4)
--

※1 役場税務課で交付します。（完納証明書）

※2 都道府県税事務所で交付します。（県税全税目に滞納「納期限をすぎて滞納となったもの」のないことを証明）

（注）営業所等に委任する場合は、委任先所在地の都道府県税が対象

※3 税務署で交付します。（納税証明書「その3の2」個人用証明）

※4 税務署で交付します。（納税証明書「その3の3」法人用証明）

●注意事項

- ① 各種納税証明書の提出もれが多く見受けられます（特に都道府県税）。ご注意ください。
- ② 提出後の訂正は認めませんので、十分ご確認のうえ、提出してください。

◎物品製造等・委託業務の提出書類

- ① 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書

※ 町指定の書式を使用してください。

（斑鳩町のホームページからダウンロードできます。）

- ② 営業所一覧表（営業所等に委任する場合は、その営業所にラインを引くこと）

- ③ 法人は財務諸表、個人業者は確定申告の写し

- ④ 委任状（営業所等に委任する場合のみ必要）

- ⑤ 使用印鑑届

- ⑥ 印鑑証明書（原寸コピー可）

- ⑦ 法人業者は商業登記簿謄本の写し

個人業者は禁治産者などでない証明書の写し（本籍地の市町村で発行）

- ⑧ 最新の納税証明書の写し（納期限をすぎて滞納となったもののないことを証明）

証明書発行日は平成24年1月1日以降のものに限る。

個人町内業者は、町税(※1)、県税(※2)、所得税、消費税及び地方消費税(※3)

法人町内業者は、町税(※1)、県税(※2)、法人税、消費税及び地方消費税(※4)

個人町外業者は、都道府県税(※2)、所得税、消費税及び地方消費税(※3)

法人町外業者は、都道府県税(※2)、法人税、消費税及び地方消費税(※4)

- ※1 役場税務課で交付します。（完納証明書）

- ※2 都道府県税事務所で交付します。（県税全税目に滞納「納期限をすぎて滞納となったもの」のないことを証明）

（注）営業所等に委任する場合は、委任先所在地の都道府県税が対象

- ※3 税務署で交付します。（納税証明書「その3の2」個人用証明）

- ※4 税務署で交付します。（納税証明書「その3の3」法人用証明）

●注意事項

- ① 各種納税証明書の提出もれが多く見受けられます（特に都道府県税）。ご注意ください。
- ② 提出後の訂正は認めませんので、十分ご確認のうえ、提出してください。